

# 学校安全問題の拡大と「指導死」概念

－ 2000年代の日本における学校安全施策と言説に着目して－

今井 聖

## 1. はじめに

今日、学校における子どもの安全、すなわち「学校安全」は、重要な問題となっている。近年の学校安全の見直しにおいて、契機のひとつとなったのは、2008年2月29日、「学校保健法等の一部を改正する法律案」（法律名称の変更をとめない、いわゆる「学校安全法案」と呼ばれた）を閣議決定し、翌2009年に「学校保健安全法」が施行されたことである。これにより、学校安全活動に関する全般的な法的整備が行われた。

いうまでもなくこうした法的整備は、社会的な言説状況を反映しながら、取り込まれるものである。それゆえに、ある「問題」についての法的整備の実施については、その時期にどのような事件が注目され、社会問題や教育問題として語られていたのか、そうした社会的な言説状況とともに考察する必要がある。学校安全への関心の高まりや、その帰結としての「学校保健安全法」の成立は、学校事故・事件についての2000年代前半における日本社会の言説状況を反映するものであったといえる。

さらに昨今では、こうした学校安全問題に関して、教師による「不適切な指導」をきっかけとする児童生徒の自死事案を意味する「指導死」という概念が遺族の側から提起されている。

以上のような社会認識を前提として、本稿で課題とするのは、こうした学校安全問題の現代的な展開について、社会学的な視点から考察す

ることである。以下では、まず、学校安全問題の論点を簡潔に整理した上で、2009年の「学校保健安全法」成立期について、学校安全問題の「ドメイン拡張」（Best, 2013）が起きた時期として見直す作業を行う。その上で、より近年における学校安全に関わる言説的展開と、「指導死」概念の登場という現象を取り上げて、「社会問題の構築主義」（Best, 2013）の視点を参照しながら、学校安全問題の展開について考察する。

## 2. 学校安全問題の基本的論点

本節では、まず今日的な学校安全問題の基本的論点を概観しておきたい。

日本の学校安全法制制についての問題提起や提言を行ってきた組織のひとつに、日本教育法学会の学校事故問題研究特別委員会（学校事故研）がある。喜多ら編（2008）による『解説 学校安全基準』は、2002年から2007年にかけての、学校安全基準研究プロジェクトの共同研究の結果を反映するものとされている。そこで、ここではまず、喜多ら編（2008）の記述を通して、当時の学校安全問題をめぐる専門家たちの議論においてどのような基本的論点が共有されていたのかを確認しておこう。

喜多ら編（2008）では、「子どもの安心安全が脅かされている」（喜多ら編, 2008, p.2）社会の状況が論じられている。その根拠として言及されているのが、独立行政法人日本スポーツ

振興センターの統計情報である。2006年度における、学校管理下の子どもの災害（月額5,000円以上の医療費支給件数）は、216万件を超えている。こうした状況について、少子化で子どもの総数は減少（その結果、死亡・障害見舞金支給件数は減少）しているにもかかわらず、戦後一貫して右肩上がりしていることが指摘されている<sup>(1)</sup>。

そのような学校災害の量的な増加の「深刻」さに加えて、以下の4つの側面に言及することで、「子どもの災害は現代において社会問題の中心を占めるにいたっている」（喜多ら編, 2008, pp.2-4）ということが主張されている。第一に、プール吸排水口事故・防火シャッター事故などと施設事故防止の観点である。とりわけ、2006年7月31日に埼玉県ふじみ野市の市民プールで発生した、小学校2年女児の死亡事故が社会の注目を集めた事件として取り上げられている。第二に、「いじめ苦自殺」事故である。北海道滝川市でのいじめ事件などに触れながら、いじめが象徴的な学校災害といえるものであると述べられている。第三に、「不審者」乱入および誘拐殺傷事件と防犯問題である。特に、「2001年6月8日におきた池田小学校事件以来、学校安全＝学校防犯と錯覚してしまうほどの安全対策の転換をうながし」（喜多ら編, 2008, pp.3-4）たとされる<sup>(2)</sup>。第四に、いわゆる能登半島地震や中越地震、阪神淡路大震災などの震災を教訓として、学校防災の対応を図ることである。

以上は、2000年代の学校安全問題として共有されていた基本的論点であるといえるだろう。それらは、社会的な言説ばかりではなく、研究者コミュニティにおいても共有され、「学校保健安全法」の成立に帰結した。

### 3. 学校安全問題への「社会問題の構築主義」アプローチ

前節では、喜多ら編（2008）を限定的に取り上げて、学校安全問題の語られ方を簡潔に整理したにすぎないが、上で見たように学校災害にかかわる4つの側面が論じられているなかで、共通して見ることができる特徴的な点を指摘しておきたい。それは、いずれの問題も「繰り返されてきた」ことが強調されている、ということである。この点について、社会問題の構築主義研究の旗手のひとりであるJoel Best（2013）の議論が参考になる。

Best（2013）は、社会問題の社会学的研究について、ある特定の状態がどのように、あるいはなぜ社会問題として構築されるに至ったのか、その過程に焦点を当てるべきとする「社会問題の構築主義」の視角を再定式化した。こうした構築主義の視角にもとづく研究が必要とする概念的道具立てのひとつが「クレイム」（および「クレイム申し立て」）である。

社会問題の構築にはクレイム申し立ての過程が含まれている。すなわち、誰かがクレイムを申し立てることによってあるトピックに他者の注目を集める必要がある。そして、そのクレイム中にはトラブルとして認識されている状態が存在し、その状態は対処されるべきであるとされているものである。構築主義を採用する社会学者にとっては、社会問題はこのクレイム申し立ての過程という観点から定義されるものなのである。なぜならば、全ての社会問題が共通に備えているものがクレイム申し立てだからである—そして、クレイム申し立てのみが全ての社会問題に共通して備わっている—。(Best, 2013, pp.14-15, イタリック体表記は原文より)

社会問題なるものを、「クレイム申し立て」の過程を共通に備えるものとして前提するのが

「社会問題の構築主義」である。そのように捉える時、クレームとなりうる言語表現には一般的・典型的なレトリックが存在しているとされる。Bestによって論じられるそうしたレトリックの際たる例は、「事例を典型化すること」であるとされる (Best, 2013, p.32)。(とりわけ、複数の) 子どもの命が失われるような事件・事故は、実際には、その「問題」の典型とは言い難いものであるかもしれない。にも関わらず、そうした「極端な」事例によって、それに関わる「問題」を典型化することは、説得力のあるレトリックなのである。

先に見たいいくつかの基本的論点のなかで、第一のプール吸排水口事故・防火シャッター事故に関しては、埼玉県ふじみ野市の事故に関する記述とあわせて、1966年以降2008年までに60人の子どもがプールの吸排水口に吸い込まれて亡くなっていることや、1995年の事件後に当時の文部省から改善命令がされて、多くのプールが整備の対象となったという経緯なども述べられている。また、いわゆる「不審者」乱入および誘拐殺傷事件と防犯問題に関しては、2001年の池田小学校事件以前と以後の事件が言及されている。

2001年の池田小学校事件以前については、特に、1999年に京都市立日野小学校で発生した不審者乱入による児童刺殺事件と、2000年に和歌山県かつらぎ町立妙円寺中学校で発生した生徒殺人未遂事件が言及されている。これらは、池田小学校事件の遺族が2003年6月8日に文科省と交わした「大阪教育大学教育学部附属池田小学校事件合意書」の前文において、池田小事件に至る経緯が述べられる中でも言及されている。

池田小学校事件以後については、2005年に大阪府寝屋川市立中央小学校で発生した教職員殺傷事件が言及されている。この事件は、『教職員や保護者は、子どもをいかに守るか』という発想だけではなく、教職員、保護者の命も守られなければならない。そのためには、『教育行

政は、子どもや教職員、保護者が安心して学校活動に取り組めるように、いかに学校を守るか』という発想に立つ必要」(喜多ら編, 2008, p.8)を示したとされている。こうした経緯が、学校事故研による2004年5月の「学校安全法要綱案」の公表に帰結したとされている。この「学校安全法要綱案」を参考にして、国の安全責任原理を取り入れた法案が民主党で立案され、参議院に「学校安全対策基本法案」として上程された。2008年通常国会では、参議院に上程された「学校安全対策基本法案」の内容の一部を取り入れた「学校保健安全法」の一部修正案が参議院で可決された(喜多 2009)。

以上の経緯により成立した「学校保健安全法」だが、次節では、そこで具体的に「学校安全」がどのような問題を意味することになったのかを、「社会問題の構築主義」の視点を参考にしながら整理する。

#### 4. 「学校保健安全法」における「学校安全」概念の拡大と地域連携

日本における学校安全の歴史を振り返れば、その言葉自体は、1959年に成立した「日本安全学校法」に確認することができる。この法律は、1950年代に大きな学校災害が相次いで発生したことを受けて、学校の管理下における災害に対する給付や学校安全に関する事業を国家レベルで実施するべきという声が強まったことを背景としている。その意味で、社会問題としての学校安全問題は、1950年代においてすでに存在していたと言ってよいだろう。

それでは、「学校保健安全法」成立時期において、学校安全問題はいかなる展開を見せたといえるだろうか。ここでは特に、「学校保健安全法」の第26条および第30条に示されている、2つの論点を取り上げておきたい。

「学校保健安全法」の要点としては、何よりもまず、学校安全を確保するための「責任法制」の確立が図られていることが重要である。「国、

地方公共団体、学校設置者、学校現場の4者について、それぞれの責任が明記された。この点は、改正前の学校保健法の不備を埋めるものであり、画期的な改善であったといえる」(喜多, 2009, p.6)。

その上で、この法改正において着目される点のひとつは、「学校安全」の概念が拡大されたと考えられることである(堀井 2009)。同法の第26条は、次のように規定している。「児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の設備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」。ここでいわれる「加害行為」については、文部科学省通知「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」(2008年7月9日付)を参照すると、「いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれる」とある。したがって、堀井(2009)が指摘するように、「今回の法改正により、『学校安全』には、子どもを危険から守られる存在としてだけでなく、場合によっては危険を及ぼす存在として捉えることが求められるようになった」(堀井, 2009, pp.29-30)といえることができる。

ここで重要なのは、学校安全問題が、いじめ問題を包含しうるかたちで構成されているということである。いじめ問題はそれ自体として、日本における(とりわけ1980年代以降、幾度かのピークを見ながら語られている)社会問題のひとつであるといえるが、ここで確認できるのは、学校安全問題の「領域拡張(domain expansion)」(Best, 2013, pp.48-51)である。いじめが、学校安全問題の領域のなかに位置づけられ、学校災害として扱われるようになったことは着目すべき点のひとつである。

この法改正において着目されるもうひとつの点は、家庭・地域との連携が志向されているこ

とである。「学校保健安全法」の第30条は、次のように規定している。「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする」。この条文が示しているのは、学校安全問題が学校内で発生した事件・事故のみならず、学校の外で発生した事件・事故も含み込んでいるということだといえるだろう。そうした事例として典型的であるのは、通学路(地域)における不審者による子どもの被害事件である。だが加えて、「学校の外での子どもの死亡も、学校管理下に原因がある場合—学校でのいじめ、校内暴力、体罰等による子どもの自殺等—には、学校管理下の災害の範囲として認められることもある」(堀井, 2009, p.33)という点は重要である。ここにおいて「学校安全」という概念は、学校の外での子どもの自殺事案、その原因や責任を学校に帰属することを可能にするものである。

以上、「学校保健安全法」の条文を中心に、検討してきた。これにより、学校の外における子どもの自殺であっても、学校管理下の災害として認定される可能性が保証された。次節では、こうした学校災害における補償制度の時代的変容を示す具体的な事例を確認しておきたい。

## 5. 学校外での自殺に対する死亡見舞金の支給

学校での事故などが原因で、児童生徒がけがを負ったり死亡したりした場合に利用可能な救済制度に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済給付制度がある。なお、文部科学省の学校基本調査等によれば2017(平成29)年度の児童生徒等総数は、約1,754万人とされるが、2017(平成29)年度の災害共済給付契約に

基づく児童生徒等の加入率を見ると、小学校が99.9%、中学校も99.9%、高等学校等が97.6%、高等専門学校が99.3%、幼稚園が80.1%、幼保連携型認定こども園が85.5%、保育所等で82.2%である。したがって、とりわけ小学校段階以上の児童生徒に関しては、高い割合の児童生徒が加入する、一般的な制度であるといえる。

給付の対象となる事故、災害は、日本スポーツ振興センター法によれば、「学校の管理下」で起きた子どもの負傷、疾病、障害、死亡であるとされている（第3条）。ここで検討したいのは、この「学校の管理下」という条文をめぐる具体的な運用についてである。「学校保健安全法」において、学校の外での子どもの死亡も学校管理下の災害範囲として認められうるものとされている点については既述のとおりであるが、こうした規程も、2000年代以降の言説状況を反映したものであるとすることができる。ここでは、2006年10月に発生した、福岡県筑前町立三輪中2年の森啓祐君（当時13歳）の自殺事例をめぐる経緯を確認しよう。同事件は、のちに担任教師がいじめの契機をつくっていたとされ、注目を集めたものだが、事件から約半年が経過した2007年4月には、以下のような報道がなされた。

**【見出し】福岡・筑前町の中2自殺：共済見舞金、不支給の恐れ 「自宅は学校管理の外」**

学校での事故などが原因で死亡したり、けがをした児童生徒に災害共済給付金を支給する独立行政法人・日本スポーツ振興センター（東京都）が、いじめを苦に自宅で自殺した福岡県筑前町の中2男子生徒の遺族に給付金を支払わない可能性が高まった。内規の運用で、自殺の原因ではなく、場所を基準にしているためだ。学校が管理する校内や通学路では支給するが、自宅は対象外になるという。遺族側は「町教委が学校でのいじめと自殺の因果関係を認めているのにおかしい。制度の

運用に不備がある」と疑問視している。（『毎日新聞』2007.4.29、西部朝刊、1頁、下線部は引用者で以下同様。）

ここではすでに、「いじめを苦に自殺で自殺した」ことが事実として述べられているが、本件自殺については、すでに筑前町教育委員会による調査報告書が2006年12月にはまとめられており、そこにおいて「(原因は) 学校での長期に及ぶからかいや冷やかしの蓄積による精神的苦痛が原因」と認められたとされていた。先の記事のとおり、遺族が問題としたのは、そのようにいじめと自殺の因果関係が認められた状況にも関わらず、「学校の管理下」に限定的な規程によれば、災害共済給付金が得られない可能性が高いということである。遺族は、このような問題意識にもとづいて、当該制度(および)その運用方式に対するクレーム申し立て活動ともいえる、具体的な行動を起こしていくことになった。以下のように報じられている。

**【見出し】福岡・筑前町の中2自殺：見舞金「不支給は矛盾」 遺族、基準見直し要望へ**

福岡県筑前町立三輪中2年の森啓祐君（当時13歳）が自殺し、遺族が日本スポーツ振興センター（東京）に災害共済給付金（死亡見舞金）を請求した問題で、遺族が25日、同センターに要望書を提出する。センター側が自殺した場所を基準にし、校内や通学路では支給するが、自宅での自殺は不支給とする方針をとっていることについて、遺族は「学校で起きたいじめが原因なのに、校外の自殺では支給されないのは矛盾」と訴える。

要望書は森君の両親の連名。「啓祐と同様にいじめが原因で自殺したケースでも、学校内や通学路での自殺では支給された場合もあると聞く。(町の) 調査委員会や法務局がいじめの事実を認めたにもかかわらず、支給されないならそれは矛盾ではないでしょうか」と無念さをつづっている。

母美加さん(36)は「死に追いやった原因が学校で起きたという事実を認めてほしい。たとえ私たちが支給されなくても、今後、他の遺族が同じような思いをしなくてすむようにあえて問題提起した」と話している。(『毎日新聞』,2007.5.24,西部朝刊,25頁)

これらの記事内において遺族による言葉として伝えられている、制度の運用における「おかしさ」や「矛盾」を指摘するロジックは、クレイムの典型例といえるだろう。「クレイムとは、何かが間違っているとか、そこには解決されなければならない問題があると他者を説得しようとする、議論のこと」(Best, 2013, p.18)とされているからである。同じくBest(2013)の議論において、クレイムメイカー(クレイム申し立て活動を行う者)となる存在には、典型的には、「活動家」や「専門家」が想定されているが、ここでは、いじめによって自死した森啓祐君の母親遺族の、「たとえ私たちが支給されなくても、今後、他の遺族が同じような思いをしなくてすむようにあえて問題提起した」という言葉が報じられていることに着目しよう。このことは、「遺族」というカテゴリーの担い手たちが共通して経験しうる、解決すべき「問題」の存在を提起するひとつのクレイム申し立て活動を構成しているといえる。そして、こうした母親遺族による活動は、一定の成功を収めることになった。『毎日新聞』の続報記事には、以下のようなものがある。

**【見出し】福岡・筑前町の中2いじめ自殺：見舞金の支給決定 省令改正後初めて**

福岡県筑前町立三輪中2年の森啓祐君(当時13歳)が昨年10月、いじめを苦に自宅で自殺した問題で、独立行政法人・日本スポーツ振興センター(東京都)が、災害共済給付制度に基づく死亡見舞金の遺族への支給を決めたことが分かった。遺族らの訴えで文部科学省が今年7月、省令を改正し、学校外での

自殺も支給対象となっていた。改正後の支給は初めて。

支給額は2800万円で、遺族によると町教育委員会が5日、支給決定を伝えた。森君の母美加さん(37)は「制度の改正が、今後、多くの遺族の救済につながることを期待しています」と話している。

遺族は今年4月、町教委を通じて支給を申請。しかし、文科省令は、支給対象を「学校管理下において発生した事故に起因する」と定めており、センターはこれまで校内や通学路での自殺の場合にのみ支給してきた。森君のケースも学校外での自殺のため「学校管理下の外」として不支給の可能性が高いと伝えられた。

このため遺族は「調査委員会や法務局がはじめの事実を認めたにもかかわらず、支給しないのは矛盾している」と見直しを訴えていた。これを受け、文科省は、教委や学校が、自殺の原因が学校内でのいじめだったと判断した場合、自殺の場所とは関係なく見舞金が支給されるよう省令を改正した。(『毎日新聞』,2007.9.6,西部夕刊,1頁)

この記事が伝えているように、結果的に森啓祐君の事件では、従来の制度運用に変更が加えられるかたちで、死亡見舞金の支給が認定された。

ここで政策的議論の実際の経緯を詳細にたどることはできないが、重要なのは、「遺族らの訴え」が省令の改正につながり、実際の制度運用上の変容をもたらしたと述べられていることである。ここに、Bestがモデル的に描いたような、社会問題の自然的な展開を見いだすことができるだろう。すなわち、(ここでは遺族による)クレイム申し立て活動が、メディア報道となり、政策形成へつながるという展開である。

以上の経緯から確認できたように、2006年に発生した森啓祐君のいじめ自殺事件は、日本ス

ポーツ振興センターの災害共済給付制度に基づく死亡見舞金の遺族への支給，その具体的運用のあり方に変化をもたらすことに帰結したのである。

さて，本節での個別事例をふまえた検討が示唆するのは，実際に生起する子どもの自殺事案が，学校安全問題として，すなわち学校に原因や責任を帰属すべき事例として社会的に構築されるのか否かは，言うまでもなく個々の事例における関係者たちの具体的な相互行為によるものであるということである。

そうした点について考察する上で，近年における「指導死」概念の社会的な広まり，および，主として子どもを自殺で亡くした親という遺族たちの活動は，注目に値するものである。というのもそうした活動は，学校で行われる教師の児童生徒に対する（不適切な）生徒指導が，子どもの自殺の原因・理由となりうることを主張するという意味で，学校安全問題の領域にも関わる，新たなクレーム申し立て活動といえるものであるからである。

## 6. 「指導死」概念の提起とその展開

「指導死」は，生徒指導をきっかけに子どもを自殺で失った遺族の間で生まれた，新しい言葉です。「生徒指導をきっかけ，あるいは原因とした子どもの自殺」を意味します。教育用語でもありませんでしたし，心理学用語でも法律用語でもありません。つい最近までは，限られた自殺遺族の間でだけ通用する，特別な言葉でした。詳しくは後述しますが，「学校での生徒指導をきっかけに生徒が自殺すること」を「指導死」と呼ぼう。そして「指導死」の存在を世の中に広く知ってもらおう。こうした狙いから2007年に作られた言葉です。（大貫編，2013，pp.1-2）

上記は，自身も2000年に子どもを自殺で亡くした親であり，「指導死」概念を社会に広め

ていく活動の起点となった人物である大貫隆志氏によるものである。ここでいわれる「指導死」とは，学校における生徒指導という，教師によって児童生徒に対する行為に起因する，子ども（児童生徒）の自殺である。「指導死」として数えられているものには，学校において発生した子どもの自殺だけではなく，自宅やその他学校以外の場所において生起した事例も含まれている。

ここでは，「指導死」が2000年代以降という時期において，新たに使用され，社会に流通しはじめた語彙であること，およびその意味について確認しておきたい。

Best (2013) による，社会問題の構築過程におけるクレーム申し立て活動に関するレトリックの整理によれば，「名付け (Name)」はそうしたレトリックのひとつであるとされる。「時々，新しい名前は，以前から存在した振る舞いと結び付けられる。例えば，悪質運転は昔からよく知られている問題であるが，それが*ロードレイジ (road rage)* と呼ばれるようになったのは，比較的最近の進展である」(Best, 2013, p.32)。大貫氏らによって提起された「指導死」という語彙も，まさにそのような「名付け」の一例であるいえるだろう。

大貫編 (2013) では，特に教育評論家の武田さち子氏が，1952年から2013年に至るまでの子どもの自殺について，新聞や書籍をもとにまとめたデータによれば，「指導死」と思われる自殺は68件（うち5件は未遂）起きているとされている。Best (2013) によって論じられている，クレームの典型的なレトリックにおける要素の3つ目は，「統計」である。「クレームメイカーがある社会問題に注目を集めようと最初に試みるとき，彼らはしばしば，この問題は無視され，見逃されてきたと主張する。しかし，もし人々が特定の社会状態を見逃しているならば，おそらく丁寧にその範囲を測定してはいない。つまり，正確な統計を取り続けてきた人はいないということである」(Best, 2013, p.33)。

その意味で、1952年から2013年に68件の「指導死」があった、と主張することは、典型的なクレーム申し立てのための語りとして捉えることができる。ここでさらに注意を促しておきたいのは、「正確な統計を取り続けてきた人はいない」ということそれ自体が、「指導死」という問題の一部や、そこに備わる困難とされている、という語り方の特徴が見てとれるということである。

「指導死」はいじめ自殺以上に報道されにくい性格を持っています。なぜなら、何らかの形で我が子が学校のルール違反を犯した結果の指導、そして自殺だからです。いじめ自殺の場でも、「我ががいじめられていたことを公にすることは子どもに申し訳ない」と考える遺族もいます。そうだとすれば、それ以上に「我が子の学校でのルール違反をことさら公表することは子どもに申し訳ない」と考える遺族がいても不思議ではありませんし、実際に少なくありません。加えて、自殺そのものへの偏見、例えば自殺には遺伝的要素があり、自殺者のいる家系は自殺率が高いなど、遺族にとって我が子の自殺を口ににくい現実もあります。

それでも68件の「指導死」が報道されているということは、この背景に数倍～数十倍の報道されない「指導死」が存在すると想像できます。(大貫編, 2013, pp.2-3)

上記引用のように、「68件」の「指導死」は、その背後には多数の暗数が存在している可能性があると主張することによって、「指導死」が無視され、見逃されてきた問題であることを印象づけることが可能になっているといえるだろう。

ここではさらに、広まりを見せている「指導死」概念の特徴について、いくつかの点を確認しておきたい。

まず、「指導死」を2007年に作られた言葉と

する大貫氏の説明からもわかることだが、そこにおいて数えられている68件の「指導死」事例のなかには、「指導死」という言葉が流通しておらず、報道されていた当時はそうした言葉によって表現されていなかった過去の事件も多く含まれている。こういった現象からは、「指導死」という新たな概念のもとで、過去の出来事が再記述され、さらには、そうした再記述の実践とともに、遺族を中心とする様々な人々の経験の可能性条件が変化している事態を見てとることができる。

次に、「指導死」として語られている子どもの自殺には、どのような事例が含まれているのかという点である。「指導死」が大貫氏らによって提起された概念であることは既述のとおりであるが、実のところその「定義」は、「指導死」が普及する過程とともに変遷を見せているようである。

大貫編 (2013) によれば、「指導死」とは、はじめは「説諭」や「叱責」などの口頭での指導をきっかけとする (と認めることができる) 自殺、つまり暴力などを含まない「指一本触れない型」の指導による自殺として想定されていたが、それがいわゆる「体罰」、すなわち暴力を用いた指導による自殺も含むようになったとされる (大貫編, 2013, p.3-4)。なお、いわゆる三大紙と称される、日本の全国紙における売り上げで見ると主要3紙、『読売新聞』、『朝日新聞』、『毎日新聞』について、各社のオンラインデータベースで「指導死」をキーワードとして検索すると、2000年代において見つけることができる記事は以下の『毎日新聞』の記事1件のみである (連続5回の連載記事の1記事)。

**【見出し】現場発：福岡・中1自殺から／2「指導死」「善意」も子供追い詰め(小見出し)「思いを受け止めて」**

自殺した男子生徒 (13) は中学校に入ってから、亡くなる前週まで無遅刻無欠席。学校の頭髪検査の前日は、閉店間際の理髪店に



頼み込んででも散髪した。きまじめで、怒られ慣れていない子だったという。

唯一の遅刻が自殺の4日前。クラスでは忘れ物をすると、みんなの前でげんこつされるルールがあった。その朝、彼は連絡帳が見つからず、出勤した母の携帯に5回電話した。つながらないまま探し当て、学校へ急いだが3分遅れた。担任には「寝坊した」と話した。

しかし翌日、歴史の教科書とノートを忘れて登校し、げんこつをされた。「先生がまたなぐった。電話していい?」。翌朝彼は、知り合いのお兄さんあてにメールを書いた。半年前にも担任にいじめの加害者だと追及され、ひざをけられたり頭をたたかれたりして、お兄さんに相談していた。

自殺した日、現場に残されたカバンからは、やり忘れた二つの宿題が見つかった。

(中略)

教師の叱責(しっせき)後に自殺した子の遺族らは最近「指導死」という言葉を使う。「善意の指導」として行われることが、子供を追い詰めてしまうこともある、と伝えるためだ。

提唱者の大貫隆志さん(52) = 東京都杉並区 = は00年、13歳の次男が学校で菓子を食べたとして、指導を受けた翌日自殺した。「大人がささいだと思ふことでも、時として子供は命を絶つほどの傷を負う。先生は一方的にしかるのでなく、話を聞き、思いを受け止めてほしい」と願う。(『毎日新聞』2009.3.31, 西部朝刊, 26頁。)

2009年3月の記事である上記は、「指導死」が新聞紙面上に登場したものとしては、初期の記事であるといえるが、先述のとおり、そこでは「指導死」は、しばしば教師の「善意」の指導として行われる「教師の叱責後」の子どもの自殺を意味するものとされている。そのように想定されていた語彙としての「指導死」が、「体罰」による子どもの自殺事例に対しても使用さ

れるようになる契機となったのは、2013年1月8日以降大きな社会的注目を集めた大阪桜宮高校のいわゆる「体罰」自殺事件報道であるとされる(大貫編, 2013, p.1)。「指導死」という語彙が使用されている当該事件についての記事は、例えば以下のものである。

**【見出し】東広島・中2自殺調査委報告 「生徒、逃げ場失った」(小見出し: 委員長 不十分な教師連携など指摘)**

東広島市の市立中学2年の男子生徒(当時14歳)が昨年10月に自殺した問題で、市教委が設置した調査委員会が報告書の概要を公表した4日、委員長を務めた吉中信人・広島大教授(刑事法・刑事政策)は、教師たちの指導と自殺の関連を認めたと上で、「生徒の死を風化させることなく、このような悲しいことが二度と起こらないことを願う」と話した。(小宮宏祐)

調査委は昨年12月から今年5月まで計9回の会合(非公開)を開き、教員や生徒、遺族らへの聞き取りやアンケート結果などを基に自殺の要因を調べてきた。

報告書などによると、生徒は昨年10月29日午後、美術で使うため他の生徒が持ってきたカボチャを廊下に置いて遊んでいて担任や所属する野球部顧問ら教師4人から指導を受けた。

調査委は「自殺の決定的要因の特定は困難」とした上で、生徒の特性や心情を理解した指導や、全教師による組織的な対応、教師間の連携などが不十分だったと指摘。吉中委員長は会見で、「教師らの指導を受け、生徒は逃げ場を失った」と述べた。

教師の指導が原因で児童・生徒が自殺に追い込まれるケースは「指導死」と呼ばれる。今回のケースが指導死に当たるかどうかについて、吉中委員長は「言葉の定義が確立していない」として明言を避けたが、「指導死」親の会代表世話人・大貫隆志さん(56)(東

京)は「複数の教師が相次いで指導して生徒を追い詰めており、典型的な指導死のパターンだ」と語った。

報告書を読んだ生徒の父親(44)は「息子は指導を受けていた際、涙を流して自殺をほめかしている。厳しい言葉で自尊心を傷つけられ、将来に絶望したのだと思う」と話した。

一方で、「報告書は、教員と生徒の証言に食い違いがあるなど事実確認が不十分で、教師たちの責任逃れのような記述が多い」などと批判し、今後、市教委ではなく、市に再調査を求めていくという。(『読売新聞』2013.9.5,大阪朝刊,31頁。)

「指導死」親の会の活動が伝えられるようになる2012年、また大阪桜宮高校事件および「体罰」問題が注目を集める2013年以降、「指導死」が新聞紙面に登場する回数は増加してきているが、上記の記事においても争点とされているように、遺族となる保護者や関係者によって「指導死」とされる事例においても、その言葉が(調査委員会報告書や報道記事などにおいて)公的には使用されていない場合もある。そうであるとしても、重要なのは、かつてであれば(「いじめ」や「体罰」による自殺事件のように)あるカテゴリーによって典型的に語ることは出来なかった学校の関わる子どもの自殺事件について、例えば遺族となったその子どもの親や家族が、他の同じ「指導死」事件の遺族として語る事が可能になってきていることである。

## 7. おわりに

本稿では、特に2000年以降における、日本の学校安全に関わる政策と言説を、社会問題の構築主義的分析枠組を参考に整理した。確認できたのは、「学校安全」の概念および学校安全問題に含まれうる社会事象が拡大される傾向にあるということである。

重要なのは、そうした拡大は、単に政策的な議論のみによつてのみ行われるわけでも、マスメディア報道に代表される社会的言説によつてのみ可能になるわけではない。それは、社会問題の構築主義研究が問題としてきたような、あるアクターのクレーム申し立て活動や、それを伝えるマスメディア報道、その帰結としての政策的な決定という、一連の社会的活動として確認することができる。

本稿では特に、2009年の「学校保健安全法」以前の時期において、学校安全問題の基本的論点とされていた事柄を整理した上で、2006年に発生したいじめ自殺事件をめぐる言説と制度運用における変容について確認した。その上で、より現代的な学校安全に関わる言説的展開の一例として「指導死」概念に着目した。本稿では扱うことができなかつたものの、実はすでにこうした「指導死」の一事例として語られている事件に関連しての、救済制度運用上の変化も観察することができる。個別具体的な事例とそれに関する制度の変化、および社会問題としての学校安全問題の解読については、今後さらに行っていく必要がある。

---

**【注】**

- (1) とはいえ、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付の給付状況の推移（昭和55年度～平成29年度）」に見てとることができるように、平成20年度以降現在に至るまでは、減少傾向を示している（[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyosai/pdf/kyufusui\\_graph29.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyosai/pdf/kyufusui_graph29.pdf)）。
- (2) 他方で、種々の学校事故の発生確率を、「リスク」の観点から統計的に比較分析すれば、たとえば「不審者」による犯罪事件が、他の学校事件・事故に対して、大きな脅威であるということとはできないことも指摘されている（内田 2010）。

---

**【文献】**

- Best, J., 2013[2008], *Social Problems* (Second Edition), Norton & Company.
- 内田良, 2010, 「学校事故の『リスク』分析－実在と認知の乖離に注目して－」『教育社会学研究』 86巻, pp.201-221。
- 喜多明人・橋本恭宏・船木正文・森浩寿編, 2008, 『解説 学校安全基準』信山社。
- 喜多明人, 2009, 「学校保健安全法成立の意義と活かし方－学校現場依存主義からの脱却」『季刊教育法』 160号, pp.4-9。
- 大貫隆志編, 2013, 『指導死－追いつめられ、死を選んだ七人の子どもたち。』高文研。